

庄内町木造住宅耐震診断制度について

「耐震診断」とは、建物の地震に対する強さの度合いを調べることです。地震時における住宅の安全に対する意識の向上を図り、災害に強いまちづくりの推進を図るために、庄内町が耐震診断士を派遣して住宅の耐震診断を行うことで耐震対策を支援するものです。

事業概要

事業内容	町内の木造住宅の所有者からの申込みにより、町が認定し町に登録された耐震診断士を派遣し、住宅の耐震診断を実施します。 所有者の方に立ち会っていただき、耐震診断士が屋内、屋外の家屋調査を行い地震に対する安全性を評価します。
対象住宅	<ul style="list-style-type: none">・町内に存する住宅・平成12年5月31日以前に着工された住宅・延べ面積2分の1を超える部分が自己の居住の用に供されている住宅・地上階数が2以下で、延べ面積が500㎡以下の住宅・在来軸組構法又は伝統的構法の木造戸建によるもの・一般診断法による耐震診断を過去に受けていない住宅
申込みできる方	<ul style="list-style-type: none">・対象住宅を所有している方（対象住宅が共有の場合は代表者）・町税等の滞納の無い方
耐震診断費用	1棟あたりを133,100円（税込）で、申込者の負担は13,100円となります。申請をし、診断士派遣が決定しましたら、すみやかに町に納入ください。
申込方法等	木造住宅耐震診断士派遣申請書（様式第1号）に次の書類を添えて申請ください。 <ul style="list-style-type: none">・住宅の案内図・住宅の平面図・住宅の建築時期がわかる書類の写し （確認申請書類、登記事項証明書、課税台帳登録事項証明書等）

問合せ申込み先

庄内町 建設課 都市計画係
〒999-7781 庄内町余目字町132-1
電話 0234-42-0860（直通） FAX 0234-42-0822